

# 西宮市立夙川小学校いじめ防止基本方針

西宮市立夙川小学校

## 1. はじめに

いじめは、人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合には守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう、努めなければならない。

全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、夙川小学校『いじめ防止基本方針』を策定する。

## 2. 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、本校においても、どの子にも起こり得るという自覚のもとに、教育委員会はもとより、家庭、地域と一体になり、継続した未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員による日々の実践が求められる。

### (1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本的な認識

- ①いじめはどの児童にも、どの集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめには大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いやがらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れかわりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることによって生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥いじめは、その態様により暴行・恐喝等の刑事法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 3. いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

#### (1) 指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員からなるいじめ対応チーム、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### (2) 年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの未然防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの未然防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### (3) チェックリスト及びいじめのアンケート

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。いじめのアンケートに関しては、各学期終業式の1ヶ月前までに生活のふりかえりを行い、その中で自由記述式のアンケートを取り、気になる記述があれば、児童に確認を行い、組織的に即時対応する。

#### (4) 取り組みの方針

##### ①未然防止

- ・いじめ防止の基盤となる「一人一人の人権を大切にした教育」の推進
- ・支持的風土のある学級・学年づくりの推進
- ・小集団での聴く・話す活動のある、学び合う授業のための研究推進
- ・保護者とのつながりを大切にした家庭への連絡や懇談の実施と推進
- ・特別支援教育の推進
- ・「あいさつ・安全・安心」を基盤にした生活指導の推進
- ・人権教育・道徳教育の充実と体験・交流活動を取り入れた特別活動の推進
- ・情報モラル育成のための情報教育の充実
- ・ネット上のいじめへの対応のための教職員やPTA研修の実施

##### ②早期発見

- ・早期発見のための各学期に1回のアンケート調査（6月、11月、2月）の実施
- ・アンケートに気になる記述があれば、児童に確認を行い、組織的に即時対応する。
- ・学年打ち合わせや職員会議における相互報告の機会の充実と報告書の活用

##### ③迅速な情報共有及び組織的対応の推進

- ・いじめを発見した場合の迅速な情報共有と適切な初期対応
- ・いじめを発見した場合に中核となるいじめ対策委員会の体制整備
- ・西宮市いじめ防止基本方針に沿った本校の方針策定ならびに組織的対応の推進

##### ④家庭や地域との連携について

- ・地域における見守り活動やSC等の支援活動との連携

##### ⑤関係機関との連携について

- ・必要に応じた教育相談活動の実施とスクールカウンセラーとの連携

##### ⑥学校等間の連携協力

- ・保育所・幼稚園・中学校等との指導体制、指導内容の共有
- ・複数の学校が関係するいじめについては、生徒指導担当者が連携協力体制を図る

## 4. 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- いじめにより、児童が自殺を企図した場合
- いじめにより、身体に重大な傷害を負った場合
- いじめにより、金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより、精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、長期間登校できない状態になった場合

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー、保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

- ① 重大事態を確認した時点で、「いじめ対策委員会」を開催し、本委員会で対応を進めることを確認する。それまでの記録を集約して今後の情報収集と記録を一本化する。
- ② ただちに市教育委員会に報告し、学校保健安全課と協議しながら対応していく。
- ③ 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者として、学校保健安全課の心理士やSSWの派遣を要請し、いじめを受けた児童又はその保護者に対して、心理士やSSWの協力を得ながら適切な支援を行う。
- ④ いじめを受けた(被害)者、いじめを認知した(目撃)者、いじめを行った(加害)者等、調査の対象と調査者の分担を具体的に決め、調査を行う。
- ⑤ 分担して調査した事項を集約し、時系列に整理しながら、加害被害の事実を突き合わせて確認する。調査結果に行き違いがあった場合、再度調査対象者に確認したり、調査対象者を広げたりして事実確認を行う。
- ⑥ 被害児童とその保護者に正確な事実を具体的に伝え、教育的解決を意図しながら、被害児童と保護者が、いじめを行った児童とその保護者に対して何を望むかを確認する。
- ⑦ いじめを行った児童への指導とその保護者への指導及び協力要請の方針を決める。
- ⑧ いじめを行った児童の保護者に対して、正確な事実を具体的に伝え、いじめを行った児童とその保護者に対して、いじめを受けた児童やその保護者の意向に沿った、教育的な責任の取り方等の助言を行う。
- ⑨ 被害児童の保護者が「謝罪の場」等の設定を求めた場合は、被害保護者の意向に沿いながら教育的な形で実施する。
- ⑩ 市が調査委員会（第三者委員会）を立ち上げた際には、その調査に全面的に協力する。

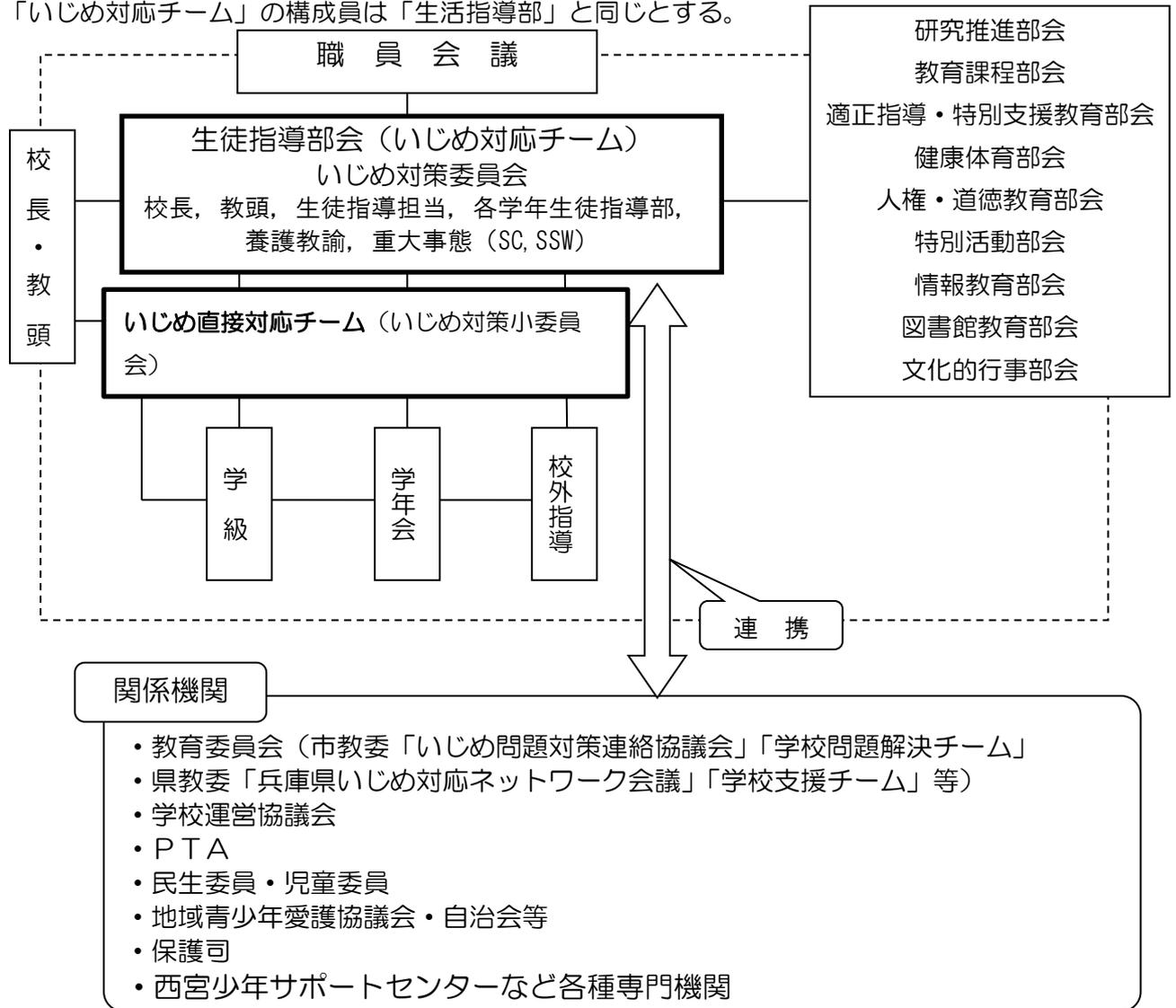
## 5. 校内指導体制及び関係機関

- (1) 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（研究推進・適正指導・人権教育・道徳教育・特別活動等）

- (2) いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- (3) 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

〈いじめ対応チームの構成員〉

※「いじめ対応チーム」の構成員は「生活指導部」と同じとする。



※定例のいじめ対策委員会は、定例の生徒指導部会と並行して行う。

※月に1回、職員会議後に「生指・適正交流会」を行う。C4thの「いいとこみつけ」を活用しながらその場で情報共有を行い、いじめが発生しない環境づくりを念頭に、学年・保健室などの生活の場からあらゆる意見を共有する。

※いじめ問題が発生した時には即座に「いじめ対策委員会」を招集する。

※ネットを利用したいじめへの対応については、情報を即座に収集し実態把握に努める。

## 6. いじめ対応年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	
4月	いじめ防止基本 指導方針	学年学級づくり週間 きらめき活動	懇談会	
5月	生徒指導研修会 生指就支全体会	生活 指 導 ・ 適 正 指 導 交 流 会	学級経営交流会 学校朝会・きらめき活動	オープンスクール
6月			きらめき活動 小中連絡会 学校朝会・児童朝会	いじめアンケート①
7月			きらめき活動	個人懇談会
8月	教職員研修会 コンサルテーション			
9月			きらめき活動 学校朝会	人権参観・懇談会
10月			きらめき活動 学校朝会・児童朝会	
11月			きらめき活動 学校朝会	いじめアンケート②
12月			児童集会	個人懇談会
1月			きらめき活動	
2月	適正全体会		きらめき活動 学校朝会・小中連絡会	授業参観・懇談会 いじめアンケート③
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ 引き継ぎカードの見直し		幼稚園等との情報交換 次年度に向けた引き継ぎカードの共通理解と作成	

### 職員会議等

- ・1か月に1度、児童の情報交換や要配慮児童の観察などについて生指・適正交流会を持つ。
- ・研修会に参加し、教師自身の人権感覚を磨く。

### 未然防止に向けた取り組み

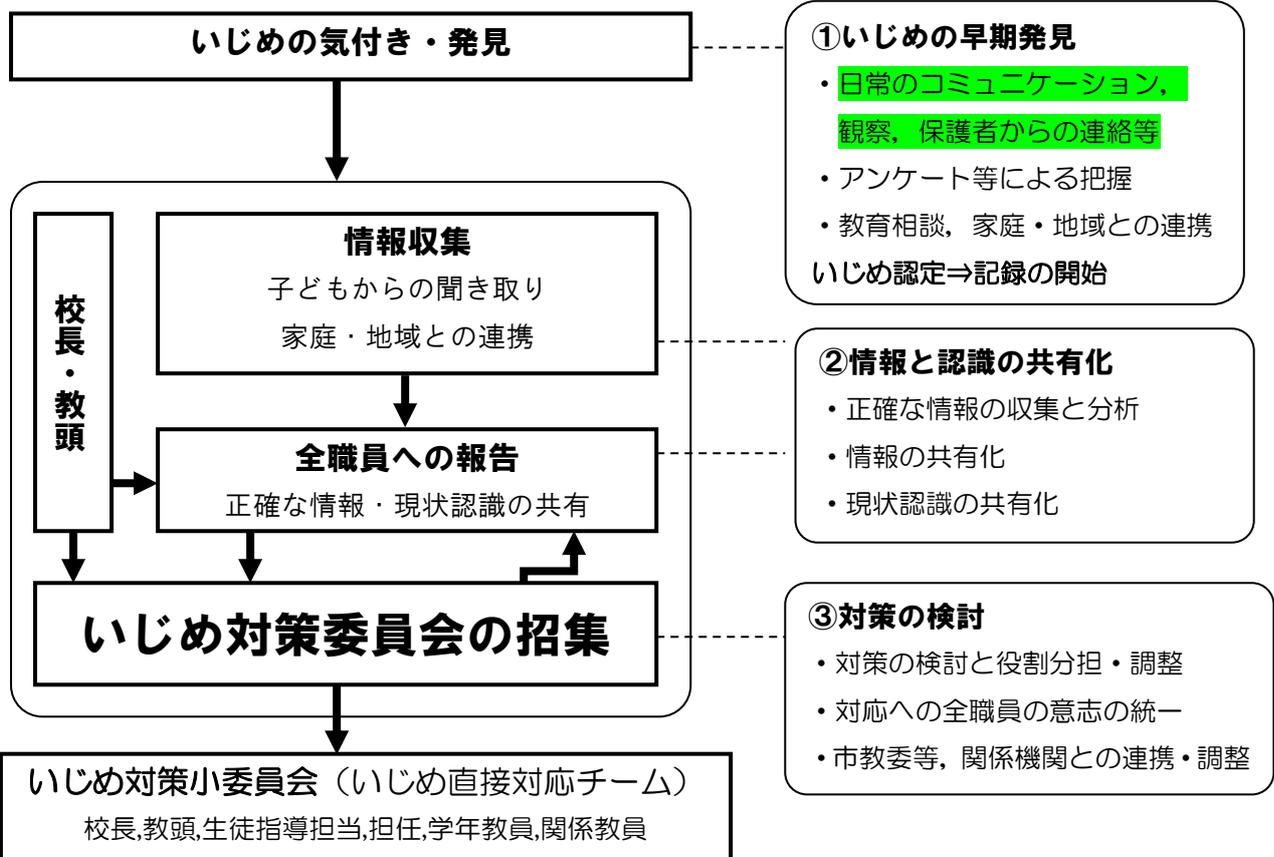
- ・入学前に幼稚園・保育所との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校作りを進める。
- ・委員会活動等による登校時のあいさつ運動等を実施する。
- ・夙川祭り・もちつき大会等の地域行事の巡回指導を実施する。

### 早期発見に向けた取り組み

- ・学期末に担任が「いじめ発見のためのチェックリスト」を使い学級の状態をふりかえると共に、いじめアンケートを実施する。
- ・参観や懇談の機会に保護者との連絡を密にするだけでなく、児童の微妙な変化に対応する。

## 7. 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。



### ①初期情報の入手と共有 児童の様子を観察, 他児童からの報告, 保護者からの連絡等から

②被害事実の確認(1) …被害児童本人の聞き取り

③被害事実の確認(2) …周辺児童への聞き取り

④いじめ対策委員会による重大事態かどうか判断⇒市教委への報告

⑤被害保護者へ被害事実の連絡……「家ではこんなことも言っています。」がないように

⑥いじめ対策委員会によるいじめを行った児童の聞き取り方針と聞き取りする児童の分担決定

⑦ いじめを行った児童への加害事実の確認(個々別々に)

⑧いじめ対策委員会によるいじめを行った児童の指導方針・加害保護者への指導方針の決定  
⇒被害保護者への連絡「こう指導させていただきます」⇒被害保護者の了承

⑨いじめを行った児童への指導(個々別々に)

⑩いじめ対策委員会によるいじめを行った児童の保護者への指導方針, 内容, 分担決定

⑪被害保護者にいじめを行った児童の保護者への指導方針の説明  
…被害保護者の了承(謝罪の会設定必要か確認)

⑫いじめを行った児童保護者への説明と指導

⑬謝罪の会等の設定(被害児童・保護者が望んだ場合)

⑭継続指導, 経過観察方針の決定

**解決・報告(職員会議・市教委)・継続観察**

### ⑥事後指導

- ・関係者・機関等への適切な報告
- ・長期間の継続観察と指導
- ・事例の分析, 改善策の立案

## 8. その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学習会や懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。いじめに対する対応はもちろんのこと、いじめをおこさない支持的風土のある学級造りを基本としていじめの防止に取り組む。いじめを克服する当事者である子どもたちが、不合理なことに対して「許されない」と声を上げられるよう育つこと、声を上げられるような学級を作ることで、いじめ問題の解決や克服につなげられる事を願って日々の教育に組織的に取り組んでいく決意である。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 先生がいないとそうじがきちんとできない
- 掲示板が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをしている

### いじめられている子

#### ◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にしている
- 悪口を言われても言い返さず愛想笑いをする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 感情の起伏が激しい

#### ◎授業中・休み時間・清掃時

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 先生の近くにいたがる
- いつも人の嫌がる仕事をしている
- 不快に思う呼ばれ方をしている
- 先生がほめると冷やかされる
- 一人で離れてそうじをしている

#### ◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ◎その他

- トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりする
- 体に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに先生の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 先生によって態度を変える
- 先生の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発だが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと集団が黙る